

廃棄物等の不適正輸出対策強化に 関する課題について

第三次循環型社会形成推進基本計画 ～循環資源の輸出入に係る国の取組事項～

【循環資源の輸出入に係る対応】

(1) 国内における適正処理が原則

(2) 国際的な循環移動が環境負荷の低減や資源の有効利用に資する場合、国際的な移動の円滑化を図る

(取組事項)

【不法輸出対策強化】

① 有害廃棄物等の越境移動に係る水際対策の強化

【循環資源の輸出入円滑化】

- ② 国外で適正処理困難な廃棄物を、我が国の対応能力の範囲内で受け入れ、途上国における環境・健康への悪影響の低減と資源としての有効利用を図る。
- ③ 石炭灰など、我が国での利用量に限界がある一方で、他国において安定的な需要のある循環資源については、輸出先での再生利用等において環境汚染が生じないことが担保できる場合、輸出の円滑化を図る。

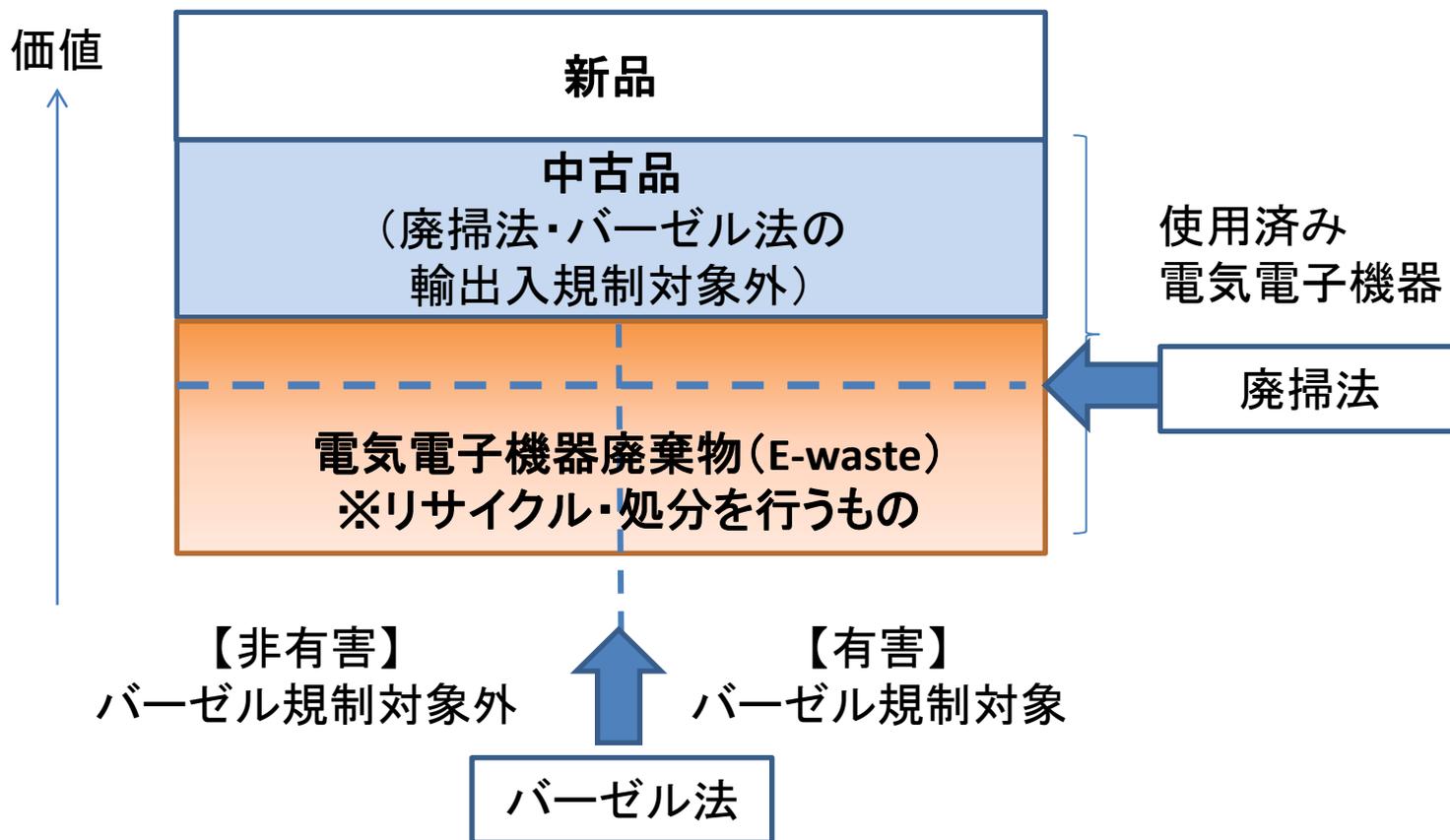
E-waste問題に関する国際的要請

- 有害物質を含む使用済電気電子機器の不適正なリサイクルが国際的な懸案に。
- バーゼル条約の第8回締約国会議（2006年）での閣僚級会合において「E-Wasteワールドフォーラム」を開催。電気電子機器廃棄物（E-Waste）問題解決に向けたナイロビ宣言を発表。

（主な内容）

- 電子・電機機器のライフサイクルにおけるグリーン設計と拡大生産者責任の推進が重要
- 自治体との協力を通じ、使用済製品の適切な回収等を行うことにより、有害物質を含む部品による汚染の削減が必要
- 全てのステークホルダーによる使用済機器・E-wasteの適正処理が推進されることが必要
- E-wasteの違法取引は深刻な問題であり、バーゼル条約実施上の緊急的行動が必要

E-wasteと使用済み電気電子機器（概念図）



- ✓ 中古品は廃掃法・バーゼル法の輸出入規制対象外。
- ✓ バゼル条約では、その価値に関わらず、中古品でないもの＝リサイクル・処分を行うものは、E-wasteとなる。
- ✓ 廃棄物処理法では、中古品でないもののうち、廃棄物であるものの特定は、その性状や取引価値などに照らして総合的に判断されることとなる。

資料3-1の流れ

1. 雑品スクラップ輸出にまつわる問題

<顕在化しつつある問題>

- 1) 廃電子部品の不適正処理の懸念
- 2) アジアからのシップバック発生
- 3) 海上・港湾火災の発生
- 4) 家電リサイクル法における回収率の問題

<取組状況と課題>

【取組】 使用済家電等の廃棄物該当性解釈の明確化による取締り強化

【課題】 悪質事案への対応、シップバック対応等

2. 中古品輸出にまつわる問題

<顕在化しつつある問題>

アジアからのシップバックの頻発

<取組状況と課題>

【取組】 中古品判断基準の運用と徹底

【課題】 輸出者証明の強化、修理を伴う再使用のルール作り、シップバック対応等

1. 雑品スクラップ輸出にまつわる問題

<顕在化しつつある問題>

雑品スクラップとは？

- 鉄、非鉄金属・プラスチック等を含む雑多な「未解体」「未選別」のスクラップであり、「雑品スクラップ」と呼ばれる。解体業者・工場や一般家庭・事業所等から使用済となって排出されたもの。
- 家電リサイクル法対象となる特定家電4品目や小型家電を含むものも多い。
- 金属スクラップとして事前相談される案件（平成26年度1.4万件）のうち、一定割合を占めるものと思われるが、相談者が提出する書類の確認では、廃掃法・バーゼル法ともに規制対象外と判断される場合が多い。
- 中国へ多量に輸出されており、解体・選別されリサイクルされているとみられている。



雑品スクラップの例



混入していた廃エアコン等

港湾でよく見られる 金属スクラップの例



エアコン(室内機)



エアコン(室外機)



洗濯機



掃除機



扇風機



炊飯器



家電に貼られていた
大阪市の粗大ごみシール



不用品回収で集められたこと
を示すチラシ

数は少ないが、金属スクラップへの混入
までの経路がわかるものもある

2012年8月、大阪府泉大津市(寺園撮影)

家電4品目(特に**エアコン**、**洗濯機**)
だけでなく、粗大ごみなどで収集さ
れる**中型家電**が多い

<顕在化しつつある問題>

1) 雑品スクラップの輸出先での 廃電子部品の不適正処理の懸念



中国での金属スクラップ手解体
(2010年寺園委員撮影)



インドネシアでの被覆電線の野焼き
(2008年小島委員撮影)

金属回収等を目的に使用済み電気・電子機器等が不適正な取扱いを受けた場合、それらが鉛等の有害物質を含みうることに鑑み、環境汚染や人の健康への悪影響を引き起こす懸念がある。

＜顕在化しつつある問題＞

2) アジアからのシップバック発生

我が国が受領したバーゼル条約に基づく不法取引に係る近年の通報件数等の推移

年度	発生件数 (件)	相手国内訳 (国名：件)	通報対象貨物 (括弧内は件数)
H22	0	—	—
H23	0	—	—
H24	7	香港：2、マレーシア：2、ナイジェリア：2、韓国：1	リユース目的の使用済電気電子機器(6)、 雑品スクラップ(1) (※1)
H25	5	香港：2、マレーシア：1、インドネシア：1、マカオ：1	リユース目的の使用済電気電子機器(3)、 使用済み自動車部品(1) (※2)
H26	9	香港：8、タイ：1	リユース目的の使用済電気電子機器(7)、 使用済み電池(2)、雑品スクラップ(1) (※3)
H27 (8月末時点)	12	香港：12	リユース目的の使用済電気電子機器(12)

※1 雑品スクラップに係る通報は韓国からのものだが、韓国当局との協議の結果、電子部品くずが規制対象外とされている
OECD理事会決定を踏まえて同国への輸入が認められたもの。

※2 マカオからの通報については、貨物の詳細や輸出者等についての情報を未受領のため、通報内容と通報根拠法令を確認中。

※3 件数の合計が内訳の欄と異なるのは複数種類の貨物について通報を受けた案件があるため。

＜顕在化しつつある問題＞

中国・アジア各国の輸入規制

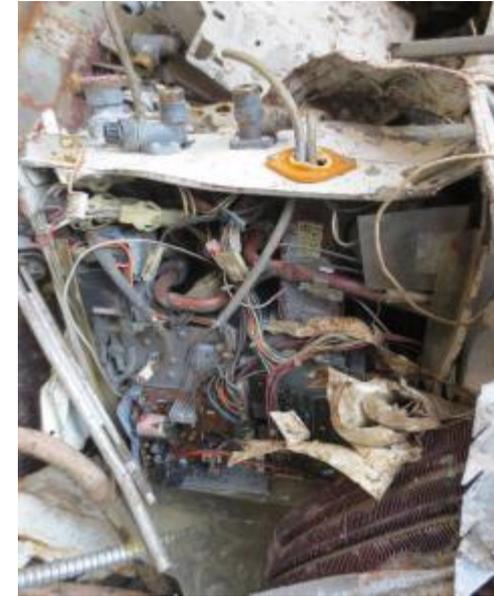
- 雑品スクラップは、主に中国向けに輸出されてきた。
- 中国は、船積前検査、輸入者登録制度等を義務づけており、我が国への不法取引通報は近年発生していない。
- 中国税関は、2013年に廃棄物密輸対策を強化（グリーンフェンス行動）。中国向け雑品スクラップ輸出量も減少傾向と見られる。
- 今後東南アジアへ仕向地が移る可能性があるが、アジア諸国もE-waste規制を強化しつつあり、バーゼル条約上の不法取引としてシップバック対象となるおそれが高い。

【アジアのE-waste輸入規制】

タイ	● 廃棄物の最終処分を目的とした輸入は禁止。リサイクル目的の場合はバーゼル条約規制対象に該当。
フィリピン	● バーゼル条約規制対象に該当。 （加えて、有害物質を含有するリサイクル後の全ての残渣の処理が、フィリピン国内において可能でない場合は、輸出国へ返送義務）
ベトナム	● 輸入禁止
インドネシア	● 輸入禁止
マレーシア	● 原則として輸入禁止
中国	● リサイクル目的の場合は許可を受けた場合のみ輸入可 （ただし、分解・破砕されていないものは輸入禁止）

不法取引として相手国から通報された 雑品スクラップの例

- バーゼル条約上の「不法取引」として、A国から通報を受けたもの（廃基板等の電子部品が輸入規制対象物と見なされた）。
- 我が国の輸出者による「回収」が求められているが、貨物が相手国にある状態での規制対象物への該非判断が困難であり、調整が難航（現在相手国当局と現在協議中）。



<顕在化しつつある問題>

3) 海上・港湾火災の発生

- 雑品スクラップを積載した船舶等の火災も近年頻発（次ページ）。
- 火災が発生した場合、消防、海上保安庁等が対応にあたっているが、雑多な物から構成されることから慎重な消火活動が求められる。



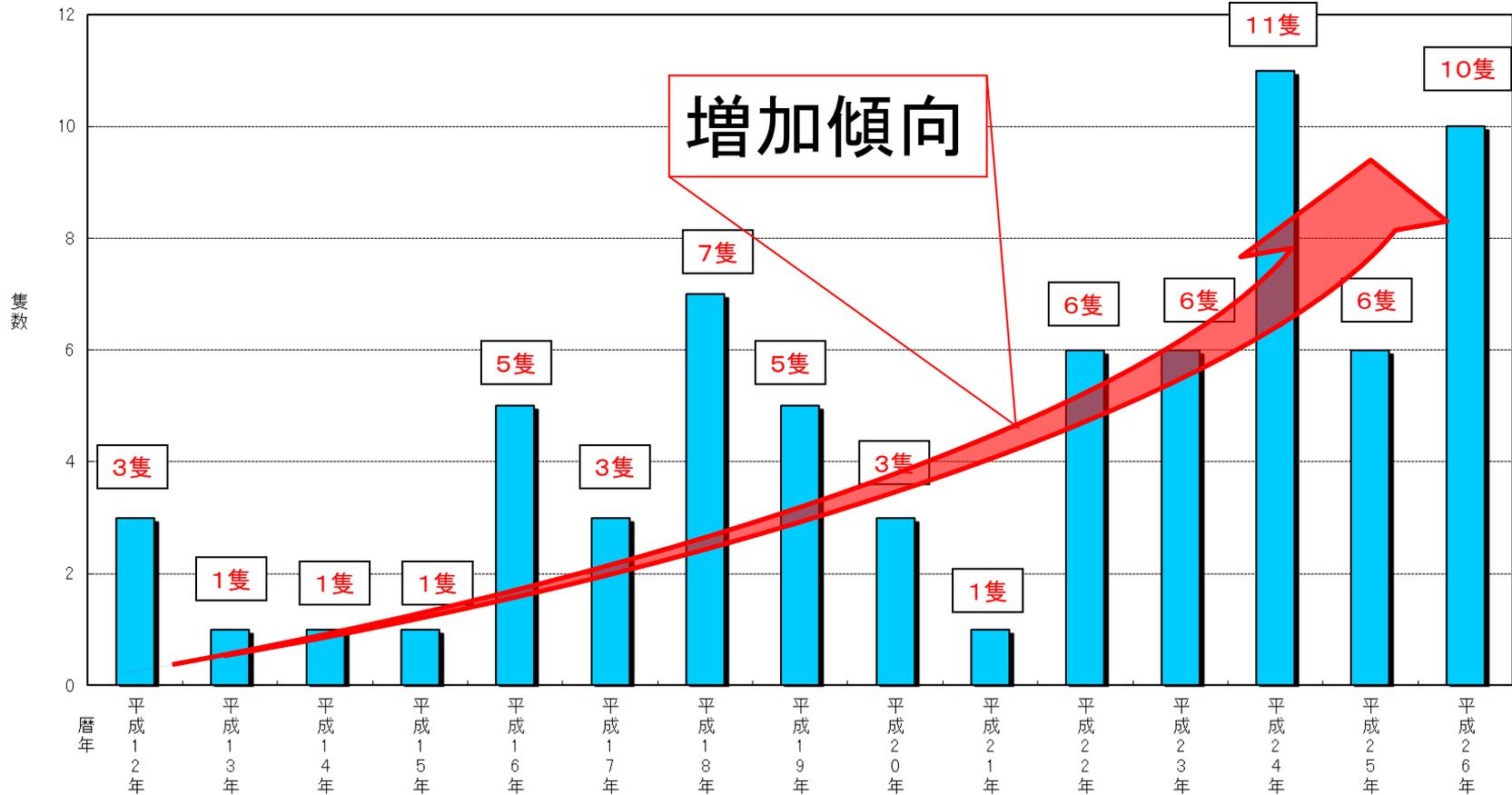
消火活動中の様子(貝塚市提供写真、平成20年4月)



消火活動中の様子(三河海上保安署提供写真、平成24年10月)

貨物船の積荷スクラップ火災の隻数の推移 (過去15年)

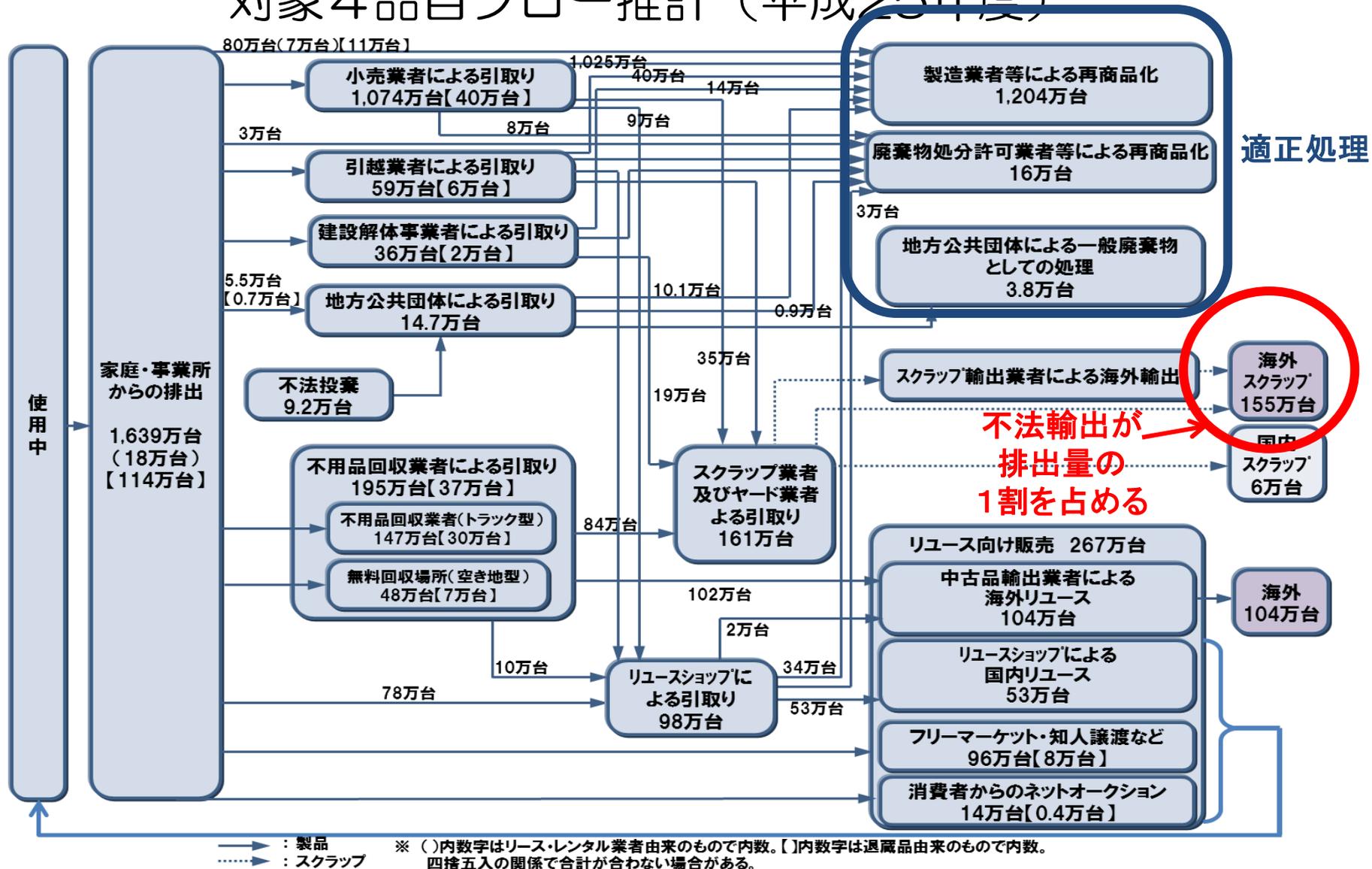
※海上保安庁提供資料



発生状況：航行中15隻、荷役中57隻

<顕在化しつつある問題>

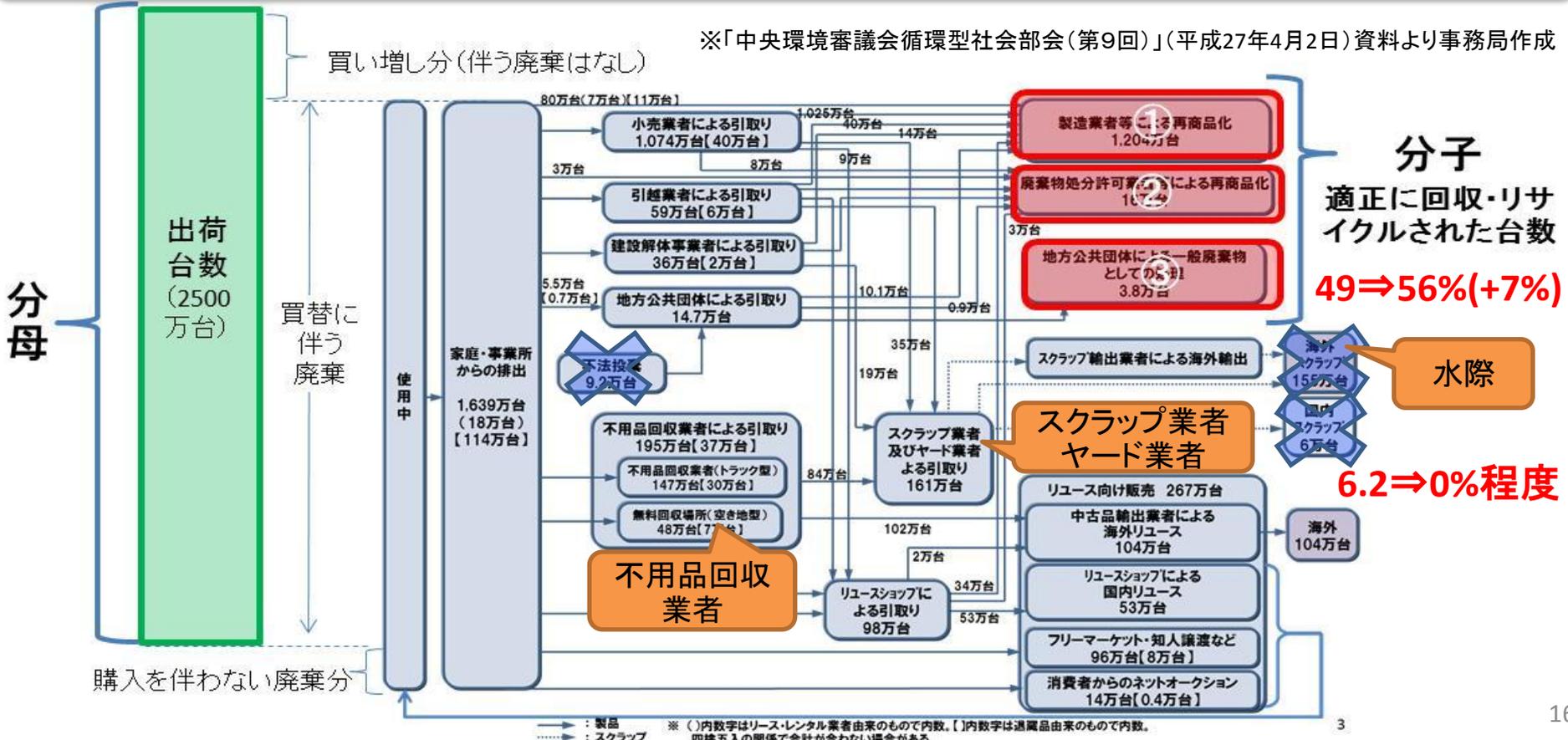
4)家電リサイクル法における回収率 対象4品目フロー推計（平成25年度）



【参考】家電リサイクル法回収率目標の設定

- 平成27年3月の家電リサイクル法の基本方針改正により、平成25年度の使用済家電の回収率約49%を、①不法投棄の割合半減と、②不適正処理されたスクラップの割合をできる限り低減することにより、平成30年度までに56%まで向上させるとの方針が掲げられた。
- また、目標達成に向けては、排出から水際に至るまでの廃家電の不適正な取扱いルート全体への対策が必要とされた。

※「中央環境審議会循環型社会部会(第9回)」(平成27年4月2日)資料より事務局作成



1. 雑品スクラップ輸出にまつわる問題

<取組状況と課題>

廃棄物処理法における取組： 使用済家電の廃棄物該当性の判断に係る 環境省通知（平成24年3月）

※ 通知名：「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（通知）」（平成24年3月19日付け環廃企発第10319001号、環廃対発第10319001号、環廃産発第10319001号）

① 無料で引き取られる場合又は買い取られる場合であっても、直ちに有価物と判断することはできず、それが再使用を目的とした経済合理性に基づいた適正な対価による有償譲渡であるか否かについて慎重な判断が必要。

② 家電リサイクル法対象品目（洗濯機・乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、テレビ、エアコン）の使用済み品については、以下のとおり取り扱うことが適当。

(1) リユース品としての市場性が認められない場合（年式が古い、通電しない、破損、リコール対象製品等）、又は、再使用の目的に適さない粗雑な取扱い（雨天時の幌無しトラックによる収集、野外保管、乱雑な積上げ等）がなされている場合は、当該使用済み品は廃棄物に該当するものと判断。

(2) 廃棄物処理基準※に適合しない方法による分解、破壊等の処分がなされている場合は、脱法的な処分を目的としたものと判断されることから、当該使用済み品は、廃棄物に該当するものと判断。

※注：家電リサイクル法対象品目については、廃掃法の下での処理基準において、資源（鉄、銅等）毎の分離・回収、有害物質の適正処理等について定められている。

③ 家電リサイクル法対象品目以外の使用済家電製品についても、無料で引き取られる場合又は買い取られる場合であっても廃棄物の疑いがあると判断できる場合は、総合判断により、積極的に廃棄物該当性を判断。

無許可の廃家電回収・不適正処理の取締りの推進

廃家電の不適切な回収について、環境省における普及啓発を実施。

自治体においても、319通知を参考に、再使用に適さない使用済家電の廃棄物認定及び指導を強化。



環境省
Ministry of the Environment

廃家電や粗大ごみなど、
廃棄物の処分に

**「無許可」の回収業者を
利用しないでください!**

どうして利用しては
いけないのかな?

詳しくはこちら ▶



どうして
利用しては
いけないのかな?



**不法投棄、不適正処理、不適正な管理による火災
などの事例が報告されています!**



不法投棄

無許可の廃棄物回収業者によって回収された廃家電や粗大ごみが、不法投棄された事例が報告されています。



不適正処理

環境対策を行わずに廃家電を破壊することで、フロンガスや鉛などの有害物質が環境中に放出されます。



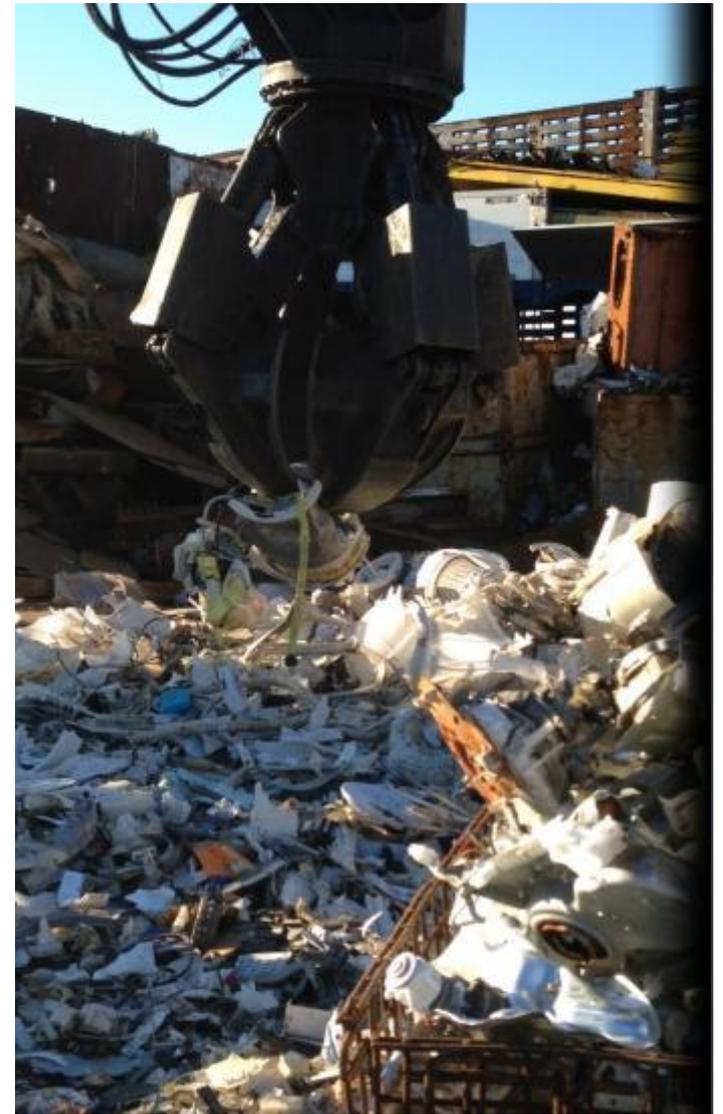
不適正な管理による火災

廃家電は電池やプラスチックを含むため、発火・延焼の危険性があり、不適正な管理による火災が発生しています。

悪質事案の顕在化

319通知を受け、地方環境事務所が税関と連携して取締りを強化する一方、廃家電と分からないよう重機等で破碎したり、コンテナ詰めして輸出しようとする悪質事案が顕在化。

- 粉々となった金属スクラップの個々の内容物の確認、排出元の特定など、廃棄物該当性の判断は困難を極める。
- ヤードでの不適正処理に対しては、総体として取引価値を持つことなどから、自治体による廃棄物としての取締りが及びにくい。
- 刑事告発等を見据えた対応も必要となる中、廃棄物該当性の立証が課題。



※輸出事業者ヤードにて確認された事例。

【事例】 雑品スクラップ輸出未遂：A社事案

- 重機等で破碎されたとみられる廃家電（家庭用エアコン、洗濯機等）を含む雑品スクラップが輸出されようとした事案（申告は「金属スクラップ」名目。A社は、廃掃法に基づく営業許可なし）。税関からの他法令確認要請により、地方環境事務所が貨物確認を行った。
- 雑品スクラップのうち、使用済家電であると確認できたものについては、廃掃法に定める廃家電の処理基準を考慮し、有害物質が含まれる部分が未分離で、資源が資源以外の物を含めて混然一体に破碎・圧縮されていた等の物の性状等から、再生利用の用途に見合う品質の確保等が行われていないこととして廃棄物と判断したが、廃家電であることの特定には長時間を要した。
- バーゼル法への該当性については、有害性判断の方法が未整理であるとして、判断していない。



破碎されたエアコン室外機



廃洗濯機の一部

貨物の一部の外観

【事例】 上流対策：B社事案

- 環境省に対し、X市にあるB社（輸出事業者、廃掃法に基づく営業許可なし）の営業所において、使用済家電を重機で破碎している旨の一般通報があり、地方環境事務所がX市の立入検査に任意で同行。重機で破碎された家庭用エアコンを確認。
- 同市は、これらの使用済家電が廃棄物であると断定できれば廃掃法に定める処理基準違反や無許可営業として取り締まれるが、悪質事業者に対しては行政指導では不十分で、告発等を見据えて警察等の捜査機関への相談も必要なところ、有価で取引されているスクラップの場合には廃棄物と立証することが困難と判断。
- X市から輸出者に対しては、既に営業所に持ち込まれた使用済家電の適正処理と、更なる受け入れを行わない旨求める口頭注意が現場で行われたに留まった。



シュレッダー破砕物

- 雑品スクラップとともに、シュレッダー施設（産廃処理業者）から排出された、シュレッダー破砕物が見つかった事例。
- 金属と混ざった汚れの著しい廃プラスチック類、木くず、紙くず、ゴムくず、陶磁器くず等であり、廃基板やお菓子の袋なども含まれていた。
- 業界では「ミックスメタル」と呼ばれるものであり、総体として有償譲渡され、中間処理業者を介して金属スクラップ輸出事業者まで転売されていたことが判明。
- 重量ベースで全体の6割を占める金属以外の部分については、再生利用の用途に適さない廃棄物であるとして、廃掃法違反（無確出未遂事案）として対応。
- バーゼル法該当性については、有害性判断の方法が未整理であるとして、判断していない。



金属以外に雑多な物が混入した破砕物の例



左記貨物の一部を拡大した様子

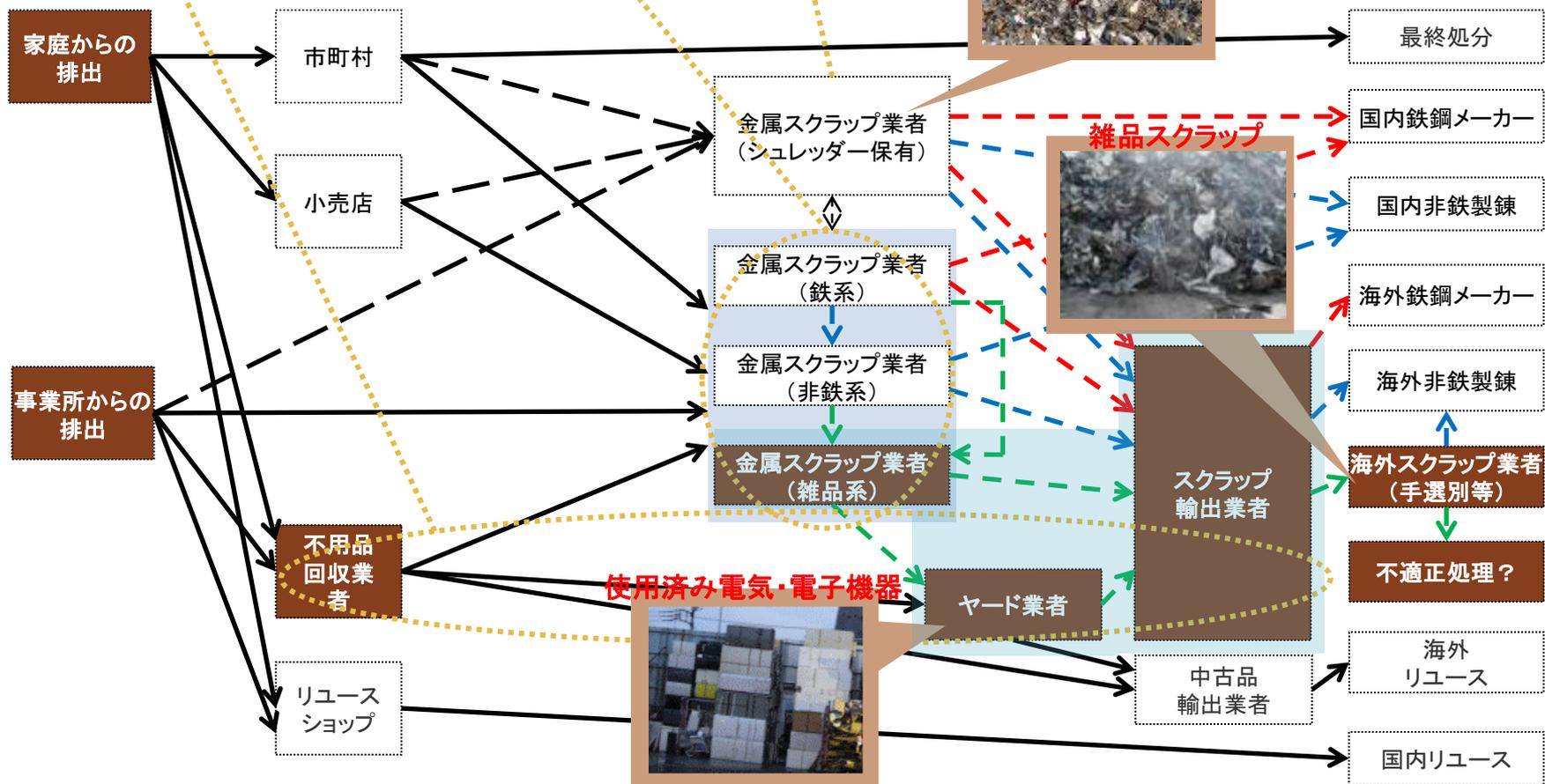
雑品スクラップ等が輸出に至るまでのフロー（イメージ）

不用品回収業者を経て、ヤード業者に集められたものは潰されて、スクラップ輸出業者を介して、雑品スクラップとして海外へ輸出される。

金属スクラップ業者が扱うものは業者によって得手不得手があり、鉄系スクラップ業者や非鉄系スクラップ業者が取り扱えないものが雑品業者に売却され、雑品スクラップとなることがある。

シュレッダー破砕物は、廃基板から家庭ゴミのようなものまで含まれており、由来が明らかでない。シュレッダー施設に対して調査を進める必要がある。

※環境省が行った関係事業者ヒアリング等により作成。



シュレッダー破砕物



雑品スクラップ



使用済み電気・電子機器



バーゼル法に関する課題

＜混合物の該非判断＞

- 雑品スクラップやシュレッダー破砕物については、一様でない雑多な物の混合物であることから、個々の構成物、有害性等に関する情報の整理が不十分であり、バーゼル法の規制対象物への該当性の判断基準が未整理。
- また、規制対象への該当物と非該当物の混合物に対する考え方も未整理。

非該当リスト(バーゼル条約)

金属のくず(貴金属、鉄、銅など)

非鉄金属の混合物からなる重量片のくず

電気部品又は電子部品であって次に掲げるもの

- 金属のみからなる電子部品
- 電気部品又は電子部品(プリント配電板を含む)のくずであって有害な特性を有しないもの

該当リスト(バーゼル条約)

電気部品又は電子部品の廃棄物又はそのくず

- 鉛蓄電池、ニッカド電池等の蓄電池
- 水銀スイッチ、
- 陰極線管その他の活性化ガラス
- PCBコンデンサー
- 有害な特性を有するもの

- アジアでは、有害な特性を有する電気電子機器に含まれる部品(廃基板など)はE-wasteと見なされ、バーゼル条約の不法取引としてシップバック対象となるおそれが高い。
- バーゼル法には未遂罪がないことにも留意が必要。

バーゼル法に関する課題 〈シップバック対応〉

- 輸出者へ貨物回収などの措置命令を行うことも念頭に、バーゼル法の該非判断基準の明確化が急務。
 - 貨物が輸出先にある状況で迅速な判断が可能な該当性判断基準を設ける必要がある。
 - 輸出者に対して回収や適正処理の措置命令を発することも念頭に、該非判断にはしっかりした法的根拠が求められる。
 - 現行法規定は、規制対象物に条約の附属書を直接引用しており、対象物品が政省令で定められていないことに留意が必要。
- 相手国で不法取引と見なされた場合は迅速な引取が必要。
 - 相手国の規定によりバーゼル条約規制対象物とされる貨物については、その旨が条約のルールに則って国際的に周知されている場合、輸出国側に貨物引き取り要請に応じる義務が生じる。
 - しかしながら、我が国バーゼル法はこうした状況への対処を想定した規定が置かれていない。

2. 中古品輸出にまつわる問題

＜顕在化しつつある問題＞

アジアからのシップバックの頻発

我が国が受領したバーゼル条約に基づく不法取引に係る近年の通報件数等の推移

年度	発生件数 (件)	相手国内訳（国名：件）	通報対象貨物（括弧内は件数）
H22	0	—	—
H23	0	—	—
H24	7	香港：2、マレーシア：2、ナイジェリア：2、韓国：1	リユース目的の使用済電気電子機器(6)、 雑品スクラップ(1)（※1）
H25	5	香港：2、マレーシア：1、インドネシア：1、マカオ：1	リユース目的の使用済電気電子機器(3)、 使用済み自動車部品(1)（※2）
H26	9	香港：8、タイ：1	リユース目的の使用済電気電子機器(7)、 使用済み電池(2)、雑品スクラップ(1) （※3）
H27 (8月末時点)	12	香港：12	リユース目的の使用済電気電子機器(12)

※1 雑品スクラップに係る通報は韓国からのものだが、韓国当局との協議の結果、電子部品くずが規制対象外とされているOECD理事会決定を踏まえて同国への輸入が認められたもの。

※2 マカオからの通報については、貨物の詳細や輸出者等についての情報を未受領のため、通報内容と通報根拠法令を確認中。

※3 件数の合計が内訳の欄と異なるのは複数種類の貨物について通報を受けた案件があるため。

不法取引として相手国から返送された 使用済み電気・電子機器の例

- 我が国からリユース目的で輸出されたが、香港からバーゼル条約上の「不法取引」として通報、強制返送された貨物
- 貨物の破損から守るための適切な梱包や積載が行われていないとして、中古利用目的の輸出と見なされず、廃棄物と見なされた。
- 壊れた中古品は、金属スクラップとして、部品回収、金属回収される恐れがある。



アジア各国における中古品等の輸入規制の状況

	中古品	電気電子機器廃棄物
香港	<ul style="list-style-type: none"> ● 客観的条件を満たし、直接再利用目的と認定できる場合は輸入可。（適切な梱包、国内需要等のチェック項目あり） 	<ul style="list-style-type: none"> ● バーゼル条約規制対象物に該当。
タイ	<ul style="list-style-type: none"> ● 条件を満たした場合のみ輸入可（販売・リユース目的の場合で、製造日から3年以内） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 廃棄物の最終処分を目的とした輸入は禁止。リサイクル目的の場合はバーゼル条約規制対象に該当。
フィリピン	<ul style="list-style-type: none"> ● 中古品に特化した規制は存在しない 	<ul style="list-style-type: none"> ● バーゼル条約規制対象に該当。（加えて、有害物質を含有するリサイクル後の全ての残渣の処理が、フィリピン国内において可能でない場合は、輸出国へ返送義務）
ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> ● 輸入禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ● 輸入禁止
インドネシア	<ul style="list-style-type: none"> ● 条件を満たした場合のみ輸入可（製造から5年未満、機能性の保持等について船積前検査を行うこと） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 輸入禁止
マレーシア	<ul style="list-style-type: none"> ● 条件付きで輸入可（製造から3年以内、機能性の保持、物理的に損傷がないこと、指定廃棄物に該当しないことの証明等） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則として輸入禁止

2. 中古品輸出にまつわる問題

＜取組状況と課題＞

使用済み電気・電子機器の輸出時における 中古品判断基準（平成26年4月通知）の概要

- 適正なリユース品とリユースに適さないスクラップ（廃掃法・バーゼル法の規制対象物となり得る）との違いを明確化し、リユース品を輸出しようとする者自らによるバーゼル法に基づく輸出承認を要しないことの確認・証明を容易にすることを目的に、環境省及び経済産業省が平成25年9月に策定。
- 輸出者による証明が原則⇒輸出者自身による証明を容易にするための基準を提示。（概要は下記5項目）位置づけはガイドライン。

<中古品であることの証明項目>

- ① 年式・外観（破損や傷・汚れ、年式等）
- ② 正常作動性（個々が正常に作動すること）
- ③ 梱包・積載状態
- ④ 中古取引の事実関係（契約書等取引の事実関係）
- ⑤ 中古市場（輸入国における確実なリユース）

※修理を伴うリユース目的での使用済み機器の輸出については、現行の中古品判断基準には明記がなく、環境省が同基準の運用開始前に実施した調査の結果に基づき、関係省庁では一部事業者には修理不能品は返送する等の条件を付した上で輸出先での修理を前提とした輸出を認めている。

無確認輸出未遂事案の告発事例（偽装リユース）

- 平成21年、中古品輸出を行う事業者が、使用済冷蔵庫45台をミャンマーに向けて中古利用目的で輸出しようとした事案が発生。
- 地方環境事務所の調査等により、家電の回収事業者から処理費用を受領して引き取った後、野外で保管の上、特段の処理を行わずに輸出しようとしたもの。環境省は、これを廃棄物と判断。
- 当該行為は廃掃法違反（無確認輸出未遂）に当たるとして、環境省が同事業者を告発。その後、起訴され有罪が確定。

偽装リユース品の輸出防止に係る国際的要請 ～バーゼル条約 E-wasteガイドライン～

本年5月のバーゼル条約第12回締約国会議（COP12）では、「使用済電気電子機器とE-wasteのガイドライン（廃棄物該当性の識別）（E-wasteガイドライン）が、採択され、各国における活用が求められており、**中古品基準の見直しについて検討が必要**（下線部は我が国の中古品判断基準に上乘せ的内容）。

<p>直接再利用目的の輸出入の場合の要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 輸出にインボイスと契約書の写しが伴うこと ② <u>使用済み機器が完全な機能を有することの検査結果の記録及び再使用が確実にあることの輸出者等による宣誓書が伴うこと</u> ③ 輸出者等による関係するすべての国の法令等を遵守していることの宣誓が伴うこと ④ 各機器が輸送及び積卸しの際に損傷等から保護されるための十分な梱包と積載が行われていること
<p>故障した機器の修理を伴う再使用等のための輸出入の場合の要件</p>	<p><u>（直接再利用の場合の②、④の要件が満たされた上で）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>再使用又は故障解析が行われることが確実にあること、修理等から生ずる有害廃棄物が適正に管理されること等を担保するため、輸出者及び修理施設の間で有効な契約書が締結されていること</u> ② <u>輸出者等による輸出から修理等を完了するまでの一連のプロセスに係る責任を明らかにするための宣誓がなされていること</u>
<p>COP13に向けて検討するとされた課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 中古品として輸出される使用済み電気電子機器の残存寿命に係る条件 ✓ ブラウン管を内蔵した機器の輸出の是非 ✓ 途上国での修理における修理不能品や修理等から生ずる有害廃棄物の処理の取り扱いに係る条件（輸出国や第三国での処理等） 等

中古品輸出に関する課題

1. 中古品基準の見直しについて検討が必要

- 輸出者による証明方法（宣誓書や附属書類等）について検討が必要。
- 修理を伴う再使用について、「中古品判断基準」において整理されていないため、残渣の適正処理等を担保するための要件について検討が必要。

2. 中古品基準に適合しないものへの対応について検討が必要

- バーゼル条約・法では、中古品と見なせないものは、その有害特性に応じて規制対象物と判断される。その有害特性の判断基準については、雑品スクラップと同様に整理が必要。

3. 相手国で不法取引と見なされた場合は迅速な引取が必要。

- 我が国から中古品として輸出された貨物であっても、相手国で規制対象物と判断された場合、その旨が条約のルールに則って国際的に周知されていれば、輸出国側に貨物引き取り要請に応じる義務が生じる。
- しかしながら、我が国バーゼル法はこうした状況への対処を想定した規定が置かれていない。